第八十五条の三の次に次の一条を加える。

第八十五条の四　第一章の二又は第二章の規定により次の各号に掲げる書類を請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生労働大臣が法第百八条第一項又は第二項の規定により当該各項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより次の各号に掲げる書類に係る事実を確認することができるときは、当該各章の規定にかかわらず、当該書類を請求書等に添えることを要しないものとする。

一　共済組合（存続組合及び指定基金を含む。）又は日本私立学校振興・共済事業団が様式第一号により共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を確認した書類

二　合算対象期間を明らかにすることができる書類

三　公的年金給付の支給状況に関する書類

第九十九条第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第十九条第五項、第二十三条第七項及び第二十四条第五項（これらの規定を第三十八条第三項及び第五十三条第三項において準用する場合を含む。）、第五十二条第五項、第六十三条第二項第三号並びに第八十五条の四の規定による確認

第九十九条第七号中「第六十四条第五項」を「第六十四条第八項」に改める。

第百十五条第五号中「第百十四条の二」を「第百十四条」に改め、同条第十五号の次に次の三号を加える。

十五の二　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第百十四条の二

十五の三　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法第百四十四条の二十五の二

十五の四　なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第四十七条の二

附則第六項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号厚生年金被保険者」に改める。

（年金手帳の様式を定める省令の一部改正）

第三条　年金手帳の様式を定める省令（昭和四十九年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

（七ページ）中「厚生年金保険」を「民間企業等に使用される厚生年金保険」に、「国家公務員共済組合連合会に加入する共済組合の組合員」を「国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者」に、「地方公務員共済組合連合会に加入する共済組合の組合員」を「地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者」に、「日本私立学校振興・共済事業団が管掌する」を「私立学校教職員共済法の規定による」に、「加入者」を「加入者たる厚生年金保険の被保険者」に改める。

（国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第四条　国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令（昭和六十一年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の表第十六条第二項第三号の項中「当該給付」を「当該公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」に改め、同表第十六条の二第二号及び第二十八条第一項第二号の項の次に次のように加える。

第十七条	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
老齢年金以外の年金の国民年金証書	

附則第八条の表第二十八条第二号の項中「当該給付」を「当該公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」に改め、同表第三十二条第一項、第三十三条第一項、第三十四条の二第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第四十二条の二第一項、第四十三条の二第一項、第四十六条、第四十九条、第五十三条、第五十九条、第六十条の三及び第六十条の七の項の次に次のように加える。

第三十二条第二項第一号、第四十条第二項第一号及び第六十条の三	老齢年金又は通算老齢年金以外の年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
第三十三条第二項第一号及び第三十四条第一号	障害年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

附則第八条の表第三十四条の項の次に次のように加える。

第三十四条第三号、第三十四条の二第二項、第四十三条第四号及び第四十三条の二第二項	規定する給付	規定する給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）
第四十一条第二項第一号、第四十二条、第四十二条の二第二項第一号、第四十二条の三第一号、第四十三条第一号並びに第四十四条第一項第一号及び第二項	母子年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

附則第八条の表第四十三条第三号の項を次のように改める。

第四十三条第三号	令第四条の二	昭和六十一年改正政令第一条の規定による改正前の令第四条の三
	定める給付	定める給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）

附則第八条の表第四十四条第一項第五号及び第五十五条第三号の項の次に次のように加える。

第四十四条第二項第二号	公的年金給付	公的年金給付（厚生労働大臣が支給するものを除く。）

附則第八条の表第四十七条、第六十条及び第六十条の八の項の次に次のように加える。

第四十九条	準母子年金の国民年金証書を	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を

附則第八条の表第五十条の表の項の次に次のように加える。

第五十三条、第五十四条及び第五十七条	遺児年金の国民年金証書を	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を

附則第八条の表第五十五条及び第五十八条第一項の項の次に次のように加える。

第五十五条第一号及び第五十六条第一号	遺児年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

附則第八条の表第五十九条の項の次に次のように加える。

第六十条の四及び第六十条の五第一号	寡婦年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類